道の駅「いんない」

指定管理者募集要項

令和７年８月

宇　佐　市

目　　　　次

　**１　指定管理者募集の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３**

　**２　対象施設の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３**

　（１）施設概要

　（２）設置目的

　（３）事業収支実績等

　**３　指定管理者が行う業務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３**

　（１）指定管理者が行う業務

　（２）留意事項

　**４　管理の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４**

　**５　指定の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　５**

　**６　管理に要する経費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　５**

　（１）利用に係る料金

　（２）管理運営経費

　（３）管理口座・区分経理

（４）物品の帰属

　**７　応募資格等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　５**

　（１）応募資格

　（２）複数の団体での共同申請

　（３）応募資格の留意事項

　**８　募集要項の配布期間、現地説明会等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６**

　（１）募集要項の配布

　（２）現地説明会

　（３）資料の閲覧

　（４）公募に関する質問

**９　申請の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７**

　（１）提出書類

　（２）提出部数

　（３）受付期間

　（４）提出方法

　（５）申請に当たっての留意事項

**１０　指定管理者の候補の選定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８**

　（１）選定方法

　（２）審査基準

　（３）面接審査等

　（４）選定結果の通知及び公表

　（５）選定対象の除外

**１１　指定管理者の指定及び協定の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　９**

　（１）指定管理者の指定

　（２）協定の締結

　（３）指定後の留意事項

**１２　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　９**

　（１）指定管理者の履行責任に関する事項

　（２）事業の継続が困難となった場合の措置

　（３）協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

**１３　添付様式一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０**

**１４　問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０**

道の駅「いんない」指定管理者募集要項

　**１　指定管理者募集の目的**

　　　道の駅「いんない」（以下「道の駅」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和８年４月１日から、引き続き指定管理者制度を導入します。これは民間事業者の有するノウハウを有効に活用することにより、市民サービスの向上と経費の節減につなげようとするものです。

　　　指定管理者の選定にあたっては、「観光・交流の拠点」「６次産業連携強化の拠点」としての役割を果たす施設運営とするため、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

　　　本募集要項は、道の駅の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

　**２　対象施設の概要**

　（１）施設概要

名称　　　：　道の駅「いんない」

　　　　所在地　　：　宇佐市院内町副１３８１番地の２

　　　　建物構造　：　木造平屋建　和瓦葺き

　　　　敷地面積　：　 6,442.5㎡

　　　　延床面積　：　　　420.5㎡

　　　　開館　　　：　平成10年11月3日

　　　　主な施設　：　石橋ステーション（交流促進センター・食堂）、公衆便所及び休憩所、駐車場、修景施設

　（２）設置目的

豊かな自然と中山間の特性を活かし、観光と特産品販売を軸に都市との交流拠点として、地域の情報発信及び活性化活動と就業機会の創出を図るため、道の駅を設置する。

（３）事業収支実績等

　　　　　これまでの道の駅の事業収支実績等については、別途配布する「過去３年間の収支決算書」を参照してください。

**３　指定管理者が行う業務**

1. 指定管理者が行う業務

　　ア　道の駅の施設運営業務

　　　イ　道の駅の施設維持管理及び修繕業務

ウ　道の駅の設備機器保守管理及び修繕業務

エ　道の駅の物品管理業務

オ　道の駅の駐車場管理業務

カ　道の駅の保安警備業務

キ　道の駅の一般廃棄物処理業務

ク　道の駅の一般管理業務（事務関係）

※　市長のみの権限に属する事務は、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第７項）、不服申立に対する決定（地方自治法第244条の4）等法令により定められているものです。

（２）留意事項

　　　ア　業務の内容の詳細は、「道の駅「いんない」管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照してください。

イ　管理業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、市の承認を得た上で、専門の事業者に委託することは可能です。なお、個人情報の取り扱いを含む業務の再委託は、市長の承認を得てください。

ウ　事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

エ　自動販売機収入は指定管理者の収入となります。

　**４　管理の基準**

　　　指定管理者が管理運営を行うにあたり、次の事項を遵守しなければなりません。詳細については、仕様書を参照してください。

　（１）休館日、開館時間等

　　　ア　休館日

　　　　　12月31日から翌年の1月2日までの日

　　　イ　開館時間

　　　　　8時から18時まで

　　　ウ　変更

　　　　　ア、イについては今回提案いただく事業計画書に示される提案により、変更が可能です。

　（２）適切なサービスの提供を行うこと。

　（３）道の駅の施設等の維持管理を適切に行うこと。

　（４）業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

　（５）業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

　　　ア　道の駅「いんない」条例、同条例施行規則

　　　イ　宇佐市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年宇佐市条例第270号）（以下「条例」という。）、同条例施行規則（平成17年宇佐市規則第212号）（以下「規則」という。）

　　　ウ　宇佐市行政手続条例

　　　　　指定管理者が施設の生産物直売所に出荷等する生産者「以下「直売利用者」という。」）に対して行う許可その他の処分は、宇佐市行政手続条例が適用されるので、留意すること。

エ　宇佐市情報公開条例

　　　　　指定管理者が施設の管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において情報公開規程を定めるなどにより、適正な情報公開を行うこと。

　　　オ　宇佐市個人情報保護条例

　　　　　指定管理者が施設の管理業務を通じて取得した個人情報の取扱に関しては、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じること。

　　　カ　地方自治法

　　　キ　行政不服審査法、行政事件訴訟法

　　　　　指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく不服申立、行政事件訴訟法に基づく取消処分を行うことができる処分であること等を処分の相手方に教示する義務があります。

　　　ク　宇佐市暴力団排除条例（平成23年宇佐市条例第13号）

　　　ケ　その他関連する法令

　（６）その他

　　　　管理の基準の細目については、市と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

**５　指定の期間**

　　　指定管理者が道の駅の管理を行う期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間を予定しています。

　　　この指定期間は、宇佐市議会の議決により確定することになるので留意してください。

　　　なお、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

**６　管理に要する経費**

　（１）利用に係る料金

　　　　施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用しています。

利用料金については、市が条例で定める額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

また、指定管理者は、直売利用者が支払う利用料金や指定管理者が自ら企画・実施する自主事業の収入を自らの収入とすることができます。

　（２）管理運営経費

　　　ア　管理運営経費について

　　　　　施設の管理運営経費は、利用料金及び指定管理者自ら企画・実施する各種事業収入をもっていただきます。

　　　　　また、利用料金で収支採算がとれ、過大な黒字が見込まれる場合は、利用料金の額の見直しや利用者へのサービスの向上等につながる取組みにご協力お願いします。

なお、指定管理料（委託料）については、支払わないものとします。

イ　管理運営経費に算入されるもの

　　　（ア）人件費…例）報酬、賃金、手当、社会保険料　等

　　　（イ）事務費…例）消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費　等

　　　（ウ）管理費…例）保守点検費、修繕費、清掃費　等

（３）管理口座・区分経理

指定管理者としての業務にかかる経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

また、指定管理者としての業務にかかる経理とその他の業務にかかる経理を区分して整理してください。

（４）物品の帰属

　　　施設に配置している市の備品等については、無償で貸与します。

**７　応募資格等**

1. 応募資格

　　　　指定管理者に応募しようとするものは、次のアからカまでの全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とします。

　　　ア　地方自治法施行令第167条の4規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていない団体。

　　　イ　本市から指名停止措置を受けていない団体であること。

　　　ウ　地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市から指定を取り消されたことがある場合、

　　　　その取消しの日から２年を経過している団体であること。

エ　会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていない団体であること。

　　　　　また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される団体でないこと。

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

カ　国税、都道府県税、市町村税市税及び市の使用料を滞納していない団体であること。

　（２）複数の団体での共同申請

　　　　サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体（以下「グループ」という。）での共同による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

　　　ア　グループの名称を設定し、グループ内で代表となる団体を定めること。この場合において、他の団体は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる団体又は構成団体の変更は、原則として認めません。

　　　イ　グループの構成団体間における管理業務にかかる経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書で定めること。

　　　ウ　単独で応募した団体は、グループによる応募の構成団体となることができません。

　　　エ　複数のグループにおいて、同時に構成団体になることはできません。

　　　オ　９（１）提出書類のエからタまでについては、構成員ごとに提出してください。

　（３）応募資格の留意事項

　　　ア　団体は、株式会社、任意団体等の組織の形態を問いませんが、個人は申請資格を有しません。

　**８　募集要項の配布期間、現地説明会等**

　（１）募集要項の配布

　　　ア　配布期間：令和７年８月６日（水曜日）から令和７年８月２６日（火曜日）まで

　　　　　　　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

　　　イ　配布時間：8時30分から12時15分まで及び13時から17時まで

　　　ウ　配布場所：宇佐市役所院内支所　産業建設課　産業振興係及び宇佐市ホームページ

　（２）現地説明会

ア　日　　　時：令和７年８月２０日（水曜日）午前１０時００分から２時時間程度

　　　イ　場　　　所：院内支所中会議室及び道の駅

　ウ　内　　　容：①募集要項及び仕様書の説明

　　　　　　　　②施設見学

　　　エ　申込方法等：令和８年８月１９日（火曜日）１７時までに、別添の現地説明会参加申込書（様

式５）を電子メール又はファクシミリで、宇佐市役所　院内支所産業建設課　産

業振興係へ提出してください。

※ １団体につき３名までの参加でお願いします。また、体調の優れない方の参加

はご遠慮ください。

（３）資料の閲覧

ア　閲覧資料：道の駅建設工事竣工図

　　　イ　閲覧期間：令和７年８月６日（水曜日）から令和７年８月２６日（火曜日）まで

　　　　　　　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

　　　ウ　閲覧時間：8時30分から12時15分まで 及び13時から17時まで

　　　エ　閲覧場所：宇佐市院内支所産業建設課産業振興係

（４）公募に関する質問

　　　　募集要項及び仕様書等に関する質問を次のとおり受け付けます。

　　　ア　受付期限：令和７年８月６日（水曜日）から令和７年８月２６日（火曜日）17時まで

　　　イ　受付方法：別添の質問票（様式６）を電子メール又はファクシミリで宇佐市役所院内支所

産業建設課　産業振興係へ提出してください。

　　　ウ　回答方法：質問事項に対する第１回目の回答は、現地説明会で行います。現地説明会以降の質問回答は、質問受付期間終了後、募集開始日までにファクシミリ又は電子メールにて、現地説明会参加団体全てに回答します。また市ホームページにも掲載します。

**９　申請の手続き**

　　　申請を希望する団体は、下記に掲げる書類を提出してください。なお、各書類の説明については、提出書類一覧（別紙２）を参照してください。

　（１）提出書類

　　　ア　指定管理者指定申請書（規則に定める様式第１号）

　　　イ　道の駅「いんない」の管理に関する事業計画書（様式１）

ウ　道の駅「いんない」の管理に関する収支計画書（様式１の２）

エ　定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

オ　役員の名簿（提出日現在）

カ　申請の日の属する事業年度の直近３カ年の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー

キ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにすることができる書類

ク　重大な事故又は不祥事に関する報告書（様式２）

　　　ケ　応募資格にかかる誓約書（様式３）

コ　税の滞納がないことを証明するもの（国・都道府県税納税証明書、市町村税の滞納のない証明書等又は非課税証明書）

サ　団体の概要を記載した書類

　　　本社及び事務所（事業所）所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、沿革、組織図、主たる事業の実績、直近３カ年の財務状況（売上高及び損益等）

シ　提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式４）

ス　印鑑証明書

セ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない団体は除く）

ソ　暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式８）

タ　上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書（様式９）

　（２）提出部数

　　　　各3部（正本１部及び副本2部　副本は複写可）とします。

　（３）受付期間

令和７年９月１日（月曜日）から令和７年９月１０日（水曜日）までの土曜日及び日曜日を除く

8時30分から12時15分まで及び13時から17時まで。

　（４）提出方法

　　　　「１４　問い合わせ先」に記載する場所まで持参してください。

　（５）申請に当たっての留意事項

　　　ア　複数の申請の禁止

　　　　　　1応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。

イ　申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

　　　申請はなかったものとして取り扱うこととします。

ウ　グループの構成団体の変更

　　　グループで応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。

　　　その際には、変更の旨を問い合わせ先までご連絡下さい。

エ　応募の辞退

　　　団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式６）を提出してください。

　　　提出場所：問い合わせ先に同じ

オ　提案内容変更の禁止

　　　提出された書類の内容を変更することはできません。

カ　虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

　　　申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

キ　著作権の帰属等

　　　事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理候補者の決定の公表や市議会における指定議案の審議等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

　　　なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

ク　情報公開条例に基づく情報公開

　　　提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、宇佐市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果等を公表するものとします。（非開示情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報。）

ケ　費用負担

　　　申請に関して必要となる費用は申請団体の負担とします。

コ　本事業提案応募のために説明会、現地見学等、定められた機会を除き、市から便宜を図ることはできません。応募者は市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。

サ　本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

　　・公知となっている情報

　　・第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

シ　関係法令を承知の上で申請してください。

**１０　指定管理者の候補の選定**

　（１）選定方法

　　　　市は指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定するため、道の駅「いんない」指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。選定委員会は次の審査基準に基づいて各委員がそれぞれ審査を行い、評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者（案）とし、市に答申します。同点の場合は下記（ア）、（イ）の順に判定し、指定管理候補者（案）を決定します。

（ア）各委員がより高い点数を付けた人数の多い者

　　　　　（イ）くじ引き

ただし、評点の合計が２分の１に満たない団体については、原則として候補者(案)に選定されません。市は選定委員会の答申を踏まえて、最も適当と認める団体を指定管理候補者として選定します。

　（２）審査基準

　　　　審査基準は、以下のとおりです。なお、審査項目の詳細は、「審査基準及び配点表」(別紙１)のとおりです。

　　　ア　事業計画の内容が道の駅の買い物等利用客（以下「一般利用者」という。）の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が　図られるものであること。

イ　事業計画書の内容が、当該公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること、並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ　事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有する団体であること。

エ　その他市長等が公の施設の性質等に応じて定める基準に適合していること。

　（３）書面審査及び面接審査

ア　施設所管課による受付審査、資格審査を行った後、選定委員会において書面審査及び面接審査を行います。

イ　面接審査は、一定時間内でのプレゼンテーションに続いて申請書類等に対する質疑応答を行います。面接審査の日時、場所等については、当該申請者に対して書面で通知します。なお、面接審査の順番は申請書の受付順とします。

　（４）選定結果の通知及び公表

　　　　選定結果の通知は、市が指定管理候補者を選定した時点で行うものとし、選定委員会の審査結果と市が選定した指定管理候補者を当該申請者全員に書面で通知するとともにホームページに公表します。

　（５）選定対象の除外

　　　　申請者が次の要件に該当する場合、選定対象から除外します。

　　　ア　委員等に個別に接触した場合

　　　イ　その他不正な行為があった場合

**１１　指定管理者の指定及び協定の締結**

　（１）指定管理者の指定

　　　　指定管理者の指定には、宇佐市議会の議決が必要です。「１０　指定管理者の候補の選定」で選定した団体を指定管理候補者として、宇佐市議会に提案し議決されれば、指定管理者の指定となります。

なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、条例第６条第２項の規定に基づいて告示を行います。

　（２）協定の締結

　　　　市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。なお、協定の主な内容は、以下のとおりです。

　　　ア　管理に係る業務の内容に関する事項

イ　管理に要する費用に関する事項

ウ　一般利用者等に係る個人情報の保護に関する事項

エ　管理を行うにあたって保有する情報の公開に関する事項

オ　その他市長等が必要と認める事項

　（３）指定後の留意事項

　　　ア　指定の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがあります。

　　　イ　指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

　　（ア）正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

　　（イ）資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

　　（ウ）著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

　　（エ）仕様書に定める事項の履行に支障があると認められるとき。

**１２　その他**

　（１）指定管理者の履行責任に関する事項

　　　ア　指定管理者は、施設一般利用者の被災に対する第１次責任を有し、施設又は施設一般利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。

イ　指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、市に報告しなければなりません。

ウ　前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めます。

　（２）事業の継続が困難となった場合の措置

　　　ア　指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

　　　　　指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難な場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ　当事者の責めに帰することができない事由による場合

　　不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

　　一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ　指定管理者の指定取消後の対応

　　指定管理者の指定取消後、他の（選定時に決めていた場合は、「第２順位、第３順位の」）団体と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

エ　その他

　　前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

　（３）協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

　　　　協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

**１３　添付様式一覧**

　　様式第１号　　　　　　　　指定管理者指定申請書

　　様式１　　　　　　　　　　道の駅「いんない」の管理に関する事業計画書

　　様式１の２　　　　　　　　道の駅「いんない」の管理に関する収支計画書

　　様式２　　　　　　　　　　誓約書

　　様式３　　　　　　　　　　申立書

　　様式４　　　　　　　　　　現地説明会参加申込書

　　様式５　　　　　　　　　　質問票

　　様式６　　　　　　　　　　辞退届

　　様式７　　　　　　　　　　暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

様式８　　　　　　　　　 上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書

**１４　問い合わせ先**

　　　〒872－0332　大分県宇佐市院内町山城39番地

　　　　宇佐市院内支所　産業建設課　産業振興係

　　　　電　　　　話：0978－42－5111　内線154

　　ファクシミリ：0978－42－5115

　　　　電子メール　：3sangyou04＠city.usa.lg.jp

　　　　ホームページ：http://www.city.usa.oita.jp/

**指定管理者募集スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 令和７年８月６日（水曜日） | ・募集要項の配布開始・質問受付開始（様式６）・資料の閲覧開始 |
| 令和７年８月１９日（火曜日） | ・現地説明会参加申込締切（様式５） |
| 令和７年８月２０日（水曜日） | ・現地説明会（院内支所中会議室及び道の駅） |
| 令和７年８月２６日（火曜日） | ・質問受付締切　午後５時まで・資料の閲覧終了 |
| 令和７年８月２７日（水曜日）～２９日（金） | ・質問回答期間 |
| 令和７年９月１日（月曜日） | ・申請書受付開始 |
| 令和７年９月１０日（水曜日） | ・申請書受付終了　午後５時まで |
| 令和７年９月中旬～１０月下旬 | ・書面審査・面接審査・指定管理候補者の選定 |
| 令和７年１２月令和８年　１月上旬～　３月中旬 | ・市議会での指定管理者の議決・管理者と協定内容の協議開始・協定書の締結 |
| 令和８年　４月　１日（水曜日） | ・指定管理者による管理運営の実施 |

（別紙１）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　審査基準及び配点表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施設名　道の駅「いんない」

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査の視点 | 審　　査　　項　　目 | 配点 |
| １．施設の設置目的に沿った管理方針で市民の平等な利用が確保されること | （１）施設の設置目的に対する事業内容の適合性（交流促進センター等の運営方針等） | １５点 | ３０点 |
| （２）平等な利用の確保 | ５点 |
| （３）地元雇用 | ５点 |
| （４）市、関係機関、地域との連携 | ５点 |
| ２．公の施設の効用を最大限に発揮するものであること | （１）サービスの向上、利用促進への取り組み（広報計画など具体的方策） | １５点 | ３５点 |
| （２）施設の管理運営計画及び収支計画内容、その的確性と実現可能性 | １５点 |
| （３）施設一般利用者の安全性確保（災害発生時の対応、事故防止の取り組み等） | ５点 |
| ３．管理を安定して行う能力を有しているものであること | （１）申請者の財務能力の有無 | ７点 | ３０点 |
| （２）職員体制の確保（職員配置計画及び研修計画） | ６点 |
| （３）申請者の安定性、信頼性（申請者団体の経営状況等） | ７点 |
| （４）申請者の事業実績 | ７点 |
| （５）情報管理（個人情報、情報公開）の考え方 | ３点 |
| ４．その他 | （１）市民、観光客等の意見、要望の反映 | ３点 | ５点 |
| （２）苦情等への対応 | ２点 |
| 合　計 | 　　　　１００点 |

**採点基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 評価 | 採点 |
| １ | 劣っている場合 | ０点 |
| ２ | やや劣っている場合 | 配点の概ね４分の１ |
| ３ | 普通の場合 | 配点の概ね４分の２ |
| ４ | 優れている場合 | 配点の概ね４分の３ |
| ５ | 特に優れている場合 | 配点の概ね４分の４ |

【採点早見表】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　評価配点 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ |
| 劣っている | やや劣っている | 普通 | 優れている | 特に優れている |
| ２点 | ０点 | ０．５点 | １点 | １．５点 | ２点 |
| ３点 | ０点 | ０．７５点 | １．５点 | ２．２５点 | ３点 |
| ５点 | ０点 | １．２５点 | ２．５点 | ３．７５点 | ５点 |
| ６点 | ０点 | １．５点 | ３点 | ４．５点 | ６点 |
| ７点 | ０点 | １．７５点 | ３．５点 | ５．２５点 | ７点 |
| １５点 | ０点 | ３．７５点 | ７．５点 | １１．２５点 | １５点 |

（別紙２）

**提　出　書　類　一　覧**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 書　　類　　名 | 備　　　　　考 |
| ア | 指定管理者指定申請書 | 様式第１号グループによる申請の場合は、別紙でグループの構成員の所在地、団体の名称、代表者氏名を記載すること |
| イ | 道の駅「いんない」の管理に関する事業計画書 | 様式１ |
| ウ | 道の駅「いんない」の管理に関する収支計画書 | 様式１の２ |
| エ | 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの | 法人以外の団体にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書に準ずる書類 |
| オ | 役員の名簿 | 提出日現在 |
| カ | 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー | 直近３カ年の実績を記した書類（法人以外の団体にあってはこれらに準ずる書類）。ただし、申請の日に属する事業年度に設立された団体にあっては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあってはこれらに準ずる書類） |
| キ | 事業報告書その他団体の業務内容を明らかにすることができる書類 | 昨年度の実績を記した書類。 |
| ク | 重大な事故又は不祥事に関する報告書 | 様式２ |
| ケ | 応募資格にかかる誓約書 | 様式３ |
| コ | 税の滞納がないことを証明するもの | ①税務署長が発行する法人税・消費税に係る納税証明書（その３－３・未納額がないことの証明）②都道府県税事務所長が発行する都道府県税納税証明書（未納税額がないことの証明）③市町村が発行する市町村税の滞納のない証明書（未納税額がないことの証明）※上記証明書はいずれも提出日において発行の日から３ヶ月以内のものとする |
| サ | 団体の概要を記載した書類 | 組織及び運営に関する次の事項を記載した書類（様式任意、Ａ４版）　本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、沿革、組織図、主たる事業の実績、過去３年間の財務状況（売上高及び損益等） |
|  シ | 提出書類のうち該当のないものについての申立書 | 様式４ |
| ス | 印鑑証明書 |  |
|  セ | 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類 | 従業員を雇用していない団体は除く |
| ソ | 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書 | 様式８ |
| タ | 上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書 | 様式９ |

　注）１．提出部数は、それぞれ正本１部、副本（写し）2部です。

　　　２．グループによる申請の場合は、エ～タについては構成員ごとに提出してください。

様式第１号（第２条関係）

**指定管理者指定申請書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　宇佐市長　後藤　竜也　様

　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　印

下記の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、宇佐市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第３条の規定により申請します。

記

　　　施設の名称

　　　　道の駅「いんない」

施設の所在地

　　大分県宇佐市院内町副1381番地の2

（添付書類）

（１）道の駅「いんない」の管理に関する事業計画書（様式１）

 （２）道の駅「いんない」の管理に関する収支計画書（様式１の２）

（３）定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

（４）役員の名簿

（５）申請の日の属する事業年度の前３事業年度における貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー

（６）申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにすることができる書類

（７）重大な事故又は不祥事に関する報告書（様式２）

（８）応募資格にかかる誓約書（様式３）

(９) 税の滞納がないことを証明するもの

(10) 団体の概要を記載した書類

(11) 提出書類のうち該当がないものについての申立書（様式４）

(12) 印鑑証明書

(13) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない団体は

除く）

(14) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式８）

(15) 上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書（様式９）

様式１

**道の駅「いんない」の管理に関する事業計画書**

**※以下の事項について漏れのないよう記載してください**

**※「○年以内に**必ず実施する。」、 「目標として○年以内に実施したい。」等、実施年及び実現可能性がわかるよう記載してください。

|  |
| --- |
| 第1．施設の設置目的に沿った管理方針で市民の平等な利用が確保されること |
| １．施設の運営方針　 |
| 1. 道の駅「いんない」の管理運営の基本的な考え方
 |
| ※地域の活性化や地元雇用の創出について、施設の設置目的、施設の機能、仕様書に示した内容等を踏まえ、それらを実現する上での施設の管理運営の基本的な考え方を記載してください。 |
| 1. 各施設の運営の基本的な考え方

石橋ステーション（交流促進センター・食堂）、屋外公衆便所、休憩所、駐車場、修景施設等、管理する施設ごとに運営方針を記入してください。 |
| 1. 交流促進センター（特産物直売所）の運営方針
 |
| ※今後の運営方針や改善点を記載してください。 |
| ②交流促進センター（情報・展示・休憩ホール等）の運営方針 |
| ※観光情報、地域イベント等の地域情報、交通情報等をどう発信するのかなど、今後の運営方針や改善点を記載してください。 |
| 1. 食堂の運営方針（自主事業として経営する場合）
 |
| ※今後の運営方針や改善点を記載してください。また、食堂を経営しない場合は飲食スペース等としての利活用について記載してください。 |
| 1. 屋外公衆便所、休憩所、駐車場の運営方針
 |
| ※今後の運営方針や改善点を記載してください。 |
| ⑤修景施設（石橋トレリス・せせらぎ）の運営方針 |
| ※今後の運営方針や改善点を記載してください。 |
| 1. 指定期間における具体的な達成目標
 |
| ※指定期間における利用件数、利用率等の具体的な達成目標を、示してください。 |
| （４）利用時間、休館日等 |
| ※利用時間及び休館日については、条例施行規則第２条及び３条において定められていますが、指定管理者は、市長の承認を受ければ変更することができます。このことから、利用時間及び休館日の設定についての考え方を記載してください。 |
| （５）利用料金 |
| 　利用料金設定の考え方について記載してください。※収支計画書（様式1の2）と整合を図ってください。※条例第９条の規定に基づき、利用料金の減免制度を設ける場合は、その基準の考え方についても記載してください。 |
| **２．平等な利用の確保（利用許可・制限）** |
| （１）直売利用者への利用許可の考え方 |
| ※利用許可の判断基準を示してください。 |
| （２）観光客等の施設の来訪者等への対応の考え方 |
| ※来訪者への対応について具体的に記載してください。 |
| （３）催し等の開催のため施設の利用を希望する者への承認の考え方 |
| ※催し等の開催の希望があった場合における承認基準及び承認の方法について具体的に記載してください。 |
| **３．地元雇用の考え方** |
| ※地元雇用についてどのように考えているかを具体的に記載してください。 |
| **４．市、関係機関、地域との連携** |
| （１）市、県との連携についての考え方 |
| ※施設の管理運営にあたって、市や県との協働について具体案を記載してください。※第二次宇佐市総合計画後期基本計画等を参考に観光・交流人口の拡大等市施策との連携についての考え方を記載してください。 |
| （２）６次産業化の推進についての考え方 |
|  |
| （３）地域の各種団体との連携についての考え方 |
| ※地域の各種団体との連携を強化するための具体的な方策等を記載してください。 |
| **第２．公の施設の効用を最大限に発揮するものであること** |
| **１．サービスの向上、利用促進への取り組み（広報計画など具体的方策）** |
| （１）サービス向上のための取組 |
| ※運営方法の工夫・改善など、直売利用者、来訪者等へのサービスの向上につながる取組について具体的に記載してください。 |
| （２）施設利用促進のための取組 |
| 　※広報・ＰＲ、イベント開催等、施設の直売利用者、来訪者等を増加するための取組について具体的に記載してください。 |
| **２．施設の管理運営計画及び収支計画内容、その的確性と実現可能性** |
| （１）施設及び設備の維持管理の考え方 |
| ※施設及び設備の機能を良好に保つための維持管理方法について具体的に記載してください。 |
| （２）管理運営組織 |
| 　別紙　職員体制の確保の（ア）に記載してください。 |
| （３）職員の職種等　 |
| 別紙　職員体制の確保の（イ及びウ）に記載してください。 |
| （４）外部委託について |
| ※外部委託をする場合には、その範囲や責任分担等のあり方を記載してください。 |
| （５）収支改善のための取組 |
| ※広報・ＰＲ、イベント開催、販売方法の改善等、売上げの向上のための取組について具体的に記　　　　　　　　　　　載してください。 |
| （６）コスト縮減の為の取組 |
| 　※管理運営をするにあたり、コスト縮減の為の取組について具体的に記載してください。 |
| （７）自主事業の実施（食堂経営等を含む） |
| 　※サービス向上、収支改善等につながる自主事業の実施の具体案について記載してください。　 |
| **３．施設一般利用者の安全性確保（災害発生時の対応、事故防止の取り組み等）** |
| （１）災害・事故発生時の緊急対応体制 |
| 　※緊急時の対応体制について具体的に記載してください。 |
| （２）災害・事故防止対策 |
| 　※一般利用者の安全確保の取組、災害や事故防止の取り組みについて記載してください。 |
| **第３．管理を安定して行う能力を有しているものであること** |
| **１．申請者の財務能力の有無** |
| （１）団体の財務状況 |
| 　※団体の財務状況等について、貸借対照表等に基づき、簡潔に記載してください。 |
| （２）金融機関や出資者等の支援体制 |
| 　※金融機関や出資者等の支援体制について具体的に記載してください。 |
| （３）利益処分の考え方 |
| 　※利益が発生した場合における対応について詳細に記載してください。 |
| **２．職員体制の確保（職員配置計画及び研修計画）** |
| （１）人員確保の方法 |
| ※道の駅の職員等の雇用確保についてどのように考えているかを具体的に記載してください。 |
| （２）人材育成の考え方 |
| 　※職員研修のあり方及び地域住民等の人材育成についてどのように考えているかを具体的に記載してください。 |
| **３．申請者の安定性、信頼性（申請者団体の経営状況等）** |
| （１）団体の経営方針 |
| 　※団体の経営方針について、損益計算書等に基づき、簡潔に記載してください。 |
| **４．申請者の事業実績等** |
| （１）類似施設の運営実績 |
| 　※類似施設の運営実績があれば、その施設の概要及び実績（一般利用者数、収支決算等及びその自己評価）を簡潔に記載してください。 |
| （２）業務引継ぎ･移行計画 |
| ※令和８年４月１日から業務を遂行するにあたっての移行計画（組織体制の確保、職員研修計画、現管理者からの業務引き継ぎ、円滑な管理をしていく上での団体の課題と対応策等）について具体的に記載してください。 |
| **５．情報管理（個人情報、情報公開）の考え方** |
| （１）個人情報保護等の情報管理の取組 |
| 　※指定管理者は、宇佐市個人情報保護条例第13条第2項の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いの義務が課せられる。個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のための措置について具体的に記載してください。 |
| （２）情報公開の取組 |
| 　※指定管理者は、宇佐市情報公開条例第3条の3の規定に基づき、保有する情報であって自己が管理を行う公の施設に関するものについて、この条例の趣旨にのっとり、情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。情報公開の基準等の措置について具体的に記載してください。 |
| **第４．その他** |
| **１．市民、観光客等の意見、要望の反映** |
| ※一般利用者等の意見収集方法、反映方法の具体案について記載してください。 |
| **２．苦情等への対応方法** |
| ※苦情等への対応方法についての具体案について記載してください。 |

**別紙　　職員体制の確保**

**(ア)　道の駅「いんない」管理運営組織図**

　　　　　***※以下の組織図は例示ですので、適宜、訂正の上、記載してください。***

責任者：駅長（１）

販売兼事務

**人員計（　）人**

1. **職員の職種等**

**注１）組織図に記載された職員全てについて、雇用関係の欄には、「常勤」または「非常勤」、「臨時職員」、「パート職員」、「委託職員等」の分類を記載の上、月勤務日数、担当する業務内容、類似業務の経験年数、年間の人件費見込額（法定福利費等を含む一切のもの）を記載してください。**

**注2）人件費の合計額（Ａ）は収支計算書（様式１の２）の令和８年度人件費の額と一致させてください。**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **職種（職名）** | **雇用関係** | **月勤務****日　数** | **担当する****業務内容** | **類似業務の経験年数（年）** | **人件費****（千円）** |
| **駅長** |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| **合計** |  |  |  |  | **（Ａ）** |

**(ウ)　日常の職員配置**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **配置場所** | **職員配置の時間帯** | **常勤職員（人）** | **非常勤****（人）** | **○○○○****（人）** | **○○○○****（人）** |
| **直売所** | **～** |  |  |  |  |
| **～** |  |  |  |  |
| **～** |  |  |  |  |
| **～** |  |  |  |  |
| **～** |  |  |  |  |
| **例）食堂****※自主事業として経営する場合** | **～** |  |  |  |  |
| **～** |  |  |  |  |
| **～** |  |  |  |  |
| **～** |  |  |  |  |

**注）1日の標準的な職員配置を勤務時間帯と職種別に記載してください。（食堂等は現時点の予定営業時間を記載してください。また、（イ）職員の職種等の表と合致するように記載してください。**

様式１の２

**道の駅「いんない」の管理に関する収支計画書**

（金額単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ｒ８年度 | Ｒ９年度 | Ｒ１０年度 | Ｒ１１年度 | Ｒ１２年度 | 備　　考 |
| 収入項目 | 施設利用料収入 |  |  |  |  |  | **※収入見込み額を記載すること。** |
| 自主事業収入①(例　食堂等) |  |  |  |  |  |  |
| 自主事業収入② |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| その他収入 |  |  |  |  |  |  |
| 収入合計（Ａ） |  |  |  |  |  |  |
| 支出項目 | 人件費 |  |  |  |  |  |  |
| 消耗品費 |  |  |  |  |  |  |
| 修繕費 |  |  |  |  |  |  |
| 印刷製本費 |  |  |  |  |  |  |
| 広報費 |  |  |  |  |  |  |
| 光熱水費（電気、ガス、上下水道） |  |  |  |  |  |  |
| 施設維持管理費（保守管理費） |  |  |  |  |  |  |
| 委託費 |  |  |  |  |  | 防犯火災異常保安委託料 |
|  |  |  |  |  | 廃棄物収集運搬委託料 |
|  |  |  |  |  | 電気保安点検委託料 |
|  |  |  |  |  | 消防設備保守点検委託料 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 保険料 |  |  |  |  |  |  |
| 教育費 |  |  |  |  |  |  |
| 賃借料 |  |  |  |  |  |  |
| 事務管理費 |  |  |  |  |  |  |
| 通信運搬費 |  |  |  |  |  |  |
| 租税公課費 |  |  |  |  |  | 消費税等 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| その他支出 |  |  |  |  |  |  |
| 支出合計（Ｂ） |  |  |  |  |  |  |
| （A）－（B） |  |  |  |  |  |  |

**注）１．金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入して下さい。**

**２．積算根拠等を備考欄に記載して下さい。（別紙として作成してもかまいません。）**

**３．施設等維持管理費については、内訳を別紙に示して下さい。（Ａ４版、様式任意）**

**４．その他の欄に金額を計上する場合は、備考欄に内容等を記載して下さい。**

**５.　別途配布する「過去３年間の収支決算書」の項目等を参照し、適宜変更のこと。**

様式２

重大な事故又は不祥事に関する報告書

令和　　　年　　　月　　　日

宇佐市長　　後　藤　竜　也　　様

所　在　地

団　体　名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

道の駅「いんない」指定管理者の指定を申請するにあたり、令和２年４月１日から令和７年３月３１日の間に生じた重大な事故又は不祥事について、次のとおり報告します。

１　重大な事故又は不祥事の有無

２　発生年月日、発生場所、事件又は不祥事の別及びその概要

３　発生時の対応及び帰責事由の有無

４　発生後の対応、策定した再発防止策の内容及び役職員への周知状況

５　現在の状況（紛争継続の有無等）

※「重大な事故又は不祥事」とは申請する団体の役員又は職員が行った別記に掲げる行為を指します。

別記

１　一般服務関係

　(１)　欠勤

　　　正当な理由なく11日以上の間勤務を欠くこと。

(２)　職場内秩序を乱す行為

他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱すこと。

(３)　虚偽公文書の作成

　　　不正に虚偽の公文書を作成し、又は変造すること。

(４)　秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、職務の運営に重大な支障を生じさせること。

 (５)　セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア　暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為を行うこと。

イ　相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返すこと。

２　法人の所有する金品等の取扱い関係

　(１)　横領

　(２)　窃取

　(３)　詐取

(４)　コンピューターやネットワークの不正使用

ア　他人のユーザーＩＤやパスワードを使用し、又はコンピューターシステムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスし、システム又は情報資産等の破壊若しくは改ざんを行い又は情報を漏えいさせること。

イ　他人のユーザーＩＤやパスワードを使用し、又はコンピューターシステムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスすること。

３　勤務外非行関係

　(１)　放火

　(２)　殺人

　(３)　傷害

　(４)　横領

　　　自己の占有する他人の物（法人の所有する金品等を除く。）を横領すること。

(５)　窃盗・強盗

　(６)　詐欺・恐喝

　(７)　常習

　(８)　麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

 (９)

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束してを行うこと。

(10)　痴漢行為

(11)　わいせつ行為

　　　刑法（明治40年法律第45号）第174条（公然わいせつ）、第175条（わいせつ物頒布等）、第176条（強制わいせつ）、第177条（強制性交等）、第178条（準強制わいせつ及び準強制性交等）、第179条（監護者わいせつ及び監護者性交等）、第180条（未遂罪）及び第181条（強制わいせつ等致死傷）を言う。

(12)　ストーカー行為

　　　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第２条第２項に規定するつきまとい等の行為に対し、同法第4条に規定する警告及び同法5条に規定する禁止命令を受けたものを言う。

４　交通事故・交通法規違反関係

(１)　飲酒運転での交通事故（人身事故を伴うもの）

酒酔い運転又は酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わること。

 (２)　飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

 (３)　その他の交通法規違反

ア　酒酔い運転

イ　酒気帯び運転

ウ　著しい速度超過等の悪質な交通法規違反

(４)　飲酒運転の教唆・ほう助

５　監督責任関係

　(１)　非違行為の隠ぺい、黙認

　　　部下職員の上記１から４にあげる行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認したこと

様式３

**誓　　　約　　　書**

令和　　年　　月　　日

　宇佐市長　後藤　竜也　　様

所　在　地

　　団　体　名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　当団体は、道の駅「いんない」指定管理者募集要項に定める応募資格中の下記事項について、すべて該当する者であることを誓約いたします。

①　地方自治法施行令第167条の４の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていない団体。

　　　②　本市から指名停止措置を受けていない団体であること。

③　地方自治法第244条の２第11項の規定により、本市から指定を取り消されたことがある場合、その取消しの日から２年を経過している団体であること。

④　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていない団体であること。

　　　　　また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される団体でないこと。

⑤　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる行動を行う団体でないこと。

⑥　国税、都道府県税、市町村税を滞納していない団体であること。

⑦　消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」）における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体等。（令和5年（2023年）10月1日のインボイス制度導入以降。）ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用者のみに限られることが明確な場合は除く。

様式４

**申　　　立　　　書**

令和　　年　　月　　日

　宇佐市長　後藤　竜也　　様

所　在　地

　　団　体　名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　道の駅「いんない」指定管理者の募集に係る申込書類について、下記のとおり申し立てます。

記

　　以下の書類提出については該当ありません。

　　（該当ない提出書類の名称）

　　（該当のない理由）

様式５

**現地説明会参加申込書**

令和　　年　　月　　日

　宇佐市長　後藤　竜也　　様

所　在　地

　　団　体　名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　１　施設名

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 | 道の駅「いんない」 |

２　参加希望者

|  |  |
| --- | --- |
| 役　職　名 | 氏　　　名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

連絡先

団体名　　　　：

担当者職・氏名：

電話番号　　　：

ＦＡＸ番号　　：

Ｅ‐ｍａｉｌ　：

様式６

**質　　　　　問　　　　　票**

団体名　　　　：

担当者職・氏名：

電話番号　　　：

ＦＡＸ番号　　：

Ｅ‐ｍａｉｌ　：

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 日付 | 資料名 | 頁 | 項目番号 | 質問項目 | 質問の内容 | ※回答 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |

　注）欄が不足する場合等、適宜行を追加してください。

　　　回答欄は記入しないでください。

様式７

**辞　　　退　　　届**

令和　　年　　月　　日

　宇佐市長　後　藤　竜　也　　様

所　在　地

　　団　体　名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　令和　　年　　月　　日付けで申請した道の駅「いんない」の指定管理者指定申請については、都合により辞退します。

　　※　申請者欄は、グループの場合は、代表となる団体を先頭とし、すべての申請者を順に記載してください。

様式８

暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

宇佐市長　後　藤　竜　也　様

 　　　　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　 　　（ふりがな）

 　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　 　　　代表者氏名　 　　　 印

生年月日 　（明治・大正・昭和・平成）　　年　　月　　日(男・女）

私は、下記の事項について誓約します。

なお、宇佐市が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が宇佐市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

（４）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（７）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者

２　１の（１）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 宇佐市では、宇佐市暴力団排除条例及び宇佐市入札・契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約を求めています。

様式９

上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書

令和　　年　　月　　日

宇佐市長　　後藤　竜也　様

所在地

団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

　指定管理者指定申請の応募資格審査のため、下記の納付状況について、宇佐市の関係各課への調査依頼をすることに同意します。

調査の結果、滞納がある場合には、申請を承認しないこと及び指定の取り消しとなることについて異議ありません。

1. 調査に同意する使用料等
	1. 上水道料金
	2. 簡易水道料金
	3. 下水道使用料
	4. 農業集落排水使用料
	5. 特定環境保全公共下水道使用料
2. 使用目的　　　指定管理者指定申請の応募資格審査のため